

野畑証券・ガバナンス研修  
テーマ：情報銀行

2020年7月30日14：00～

# 金融制度スタディー・グループ

○2017年11月開催の金融審議会  
で麻生金融担当大臣から諮問され  
た「情報技術の進展等の環境変化  
を踏まえた金融制度のあり方に関  
する検討」を行うために、設置  
された会合

# 2019年改正（資金決済法等）

○最終的に、「情報の利活用と銀行業務の範囲に係る検討の取りまとめ報告」の公表が行われたのは、2019年1月

○取りまとめ報告に基づき2019年5月に銀行法の改正が成立し、2020年5月から施行開始

# 金融制度スタディー・グループの 検討状況2017年11月の第1回会合

## 金融の現状

- ①分割と統合
- ②疑似銀行の拡大
- ③金融環境の変化
- ④デジタル通貨の出現等

# 現行法制の特徴と課題

- ①縦割り業法の存在
- ②統一的基本的概念
- ③業法の新弾力性

# 情報技術の進展等の環境変化を踏まえた金融制度のあり方に関する検討

## 金融システムを取り巻く環境の変化

- ITの進展等により、金融サービスを個別の機能に分解して提供（アンバンドリング）・複数のサービスを組み合わせて提供（リバンドリング）する動きが拡大
- ファンド等の主体による、銀行に類似した金融仲介（シャドー・バンキング）が拡大
- 金融環境が変化中、多くの金融機関はビジネスモデルの再構築を図っているが、その際、制度面での障害があれば、除去していく必要
- さらに、将来的には、デジタル通貨の出現等が金融システムを大きく変革させる可能性

## 現行法制の特徴と課題

- ① 業態ごとに法令（業法）が存在し、機能・リスクが類似したサービスでも、行為主体（業態）によってルールが異なる
  - ・ 業態をまたいだビジネス選択の障害となりかねない
  - ・ 規制が緩い業態への移動や業態間のすき間の利用等を通じ、規制を回避する動きが生じかねない
- ② 金融に関する統一的な基本的概念・ルールが存在しない
  - ・ 「金銭」等の基本的概念に変化が生じた場合などに、各業法を個別に改正して対応する必要
- ③ 各業法に、環境の変化に対応していない規制が存在する可能性
  - ・ ITを活用した合理化やITに対抗した合理化などが、固有の規制によって円滑に実現できない可能性



## 検討の方向性

- ① 同一の機能・リスクには同一のルールを適用
  - ・ 例えば、金融の機能を、「決済」「資金供与」「資産運用」「リスク移転」などに分類し、機能・リスクに応じたルールの適用を検討
- ② 金融に関する基本的概念・ルールを横断化
  - ・ 金融規制における定義の横断化の検討
- ③ 環境の変化に対応すべく規制を横断的に見直し

## 金融機関による情報の利活用の範囲の変化

- 銀行や保険会社などによる**情報の利活用の範囲は、これまでも、時代とともに変化・拡大してきた。**
- 今後も、情報通信技術の飛躍的な発展等を背景に、情報の利活用の範囲が適切に変化・拡大し、結果として利用者利便の向上やイノベーションの促進につながっていくことが期待される。

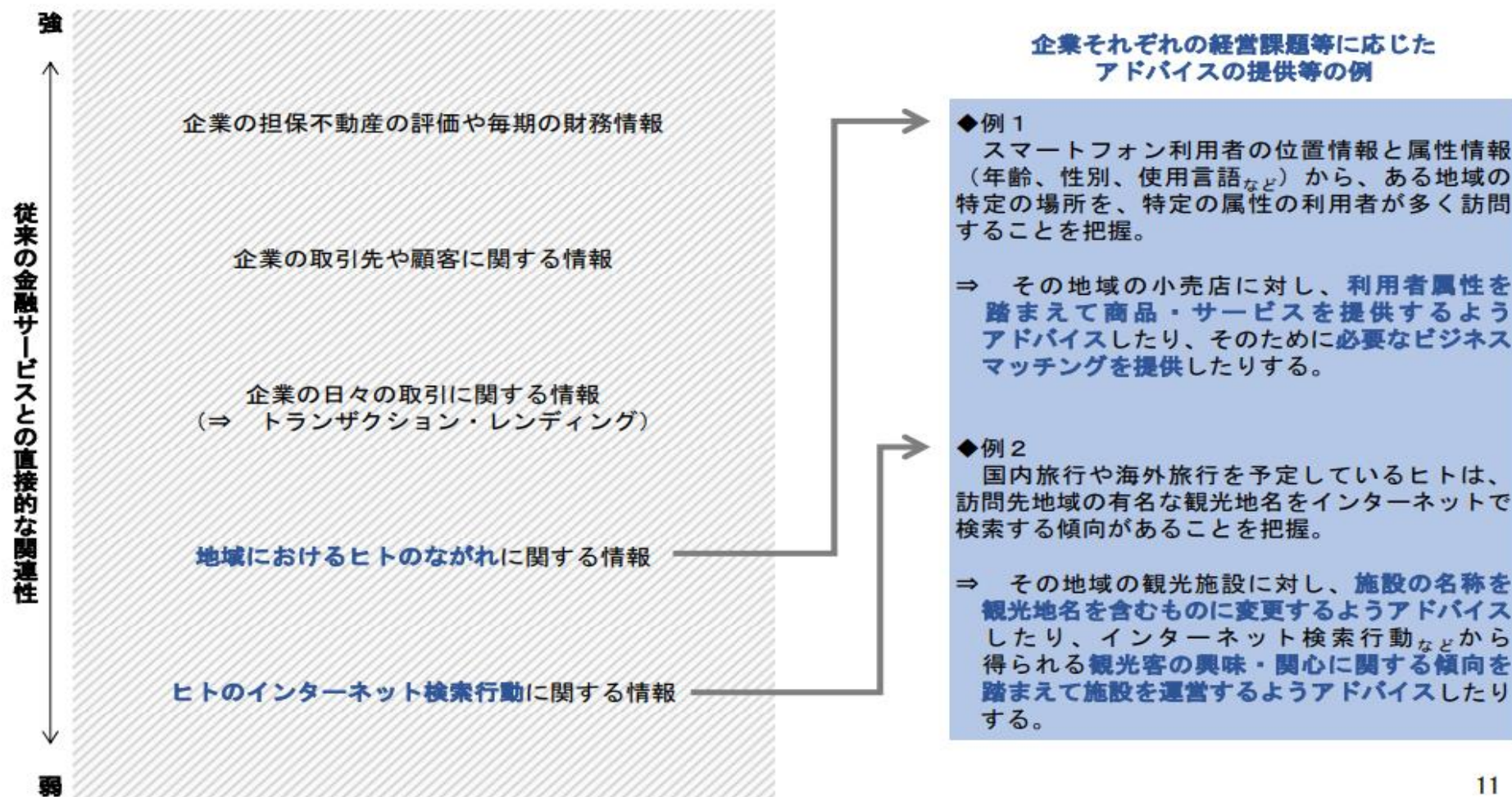
情報の利活用の範囲の変化（イメージ）



## 参考：より幅広く深度ある情報の利活用による金融サービスの高度化等（1）

- 従来の金融サービスとの直接的な関連性が一見弱く見える情報の利活用が、金融サービスの利便性を大きく左右する可能性がある。

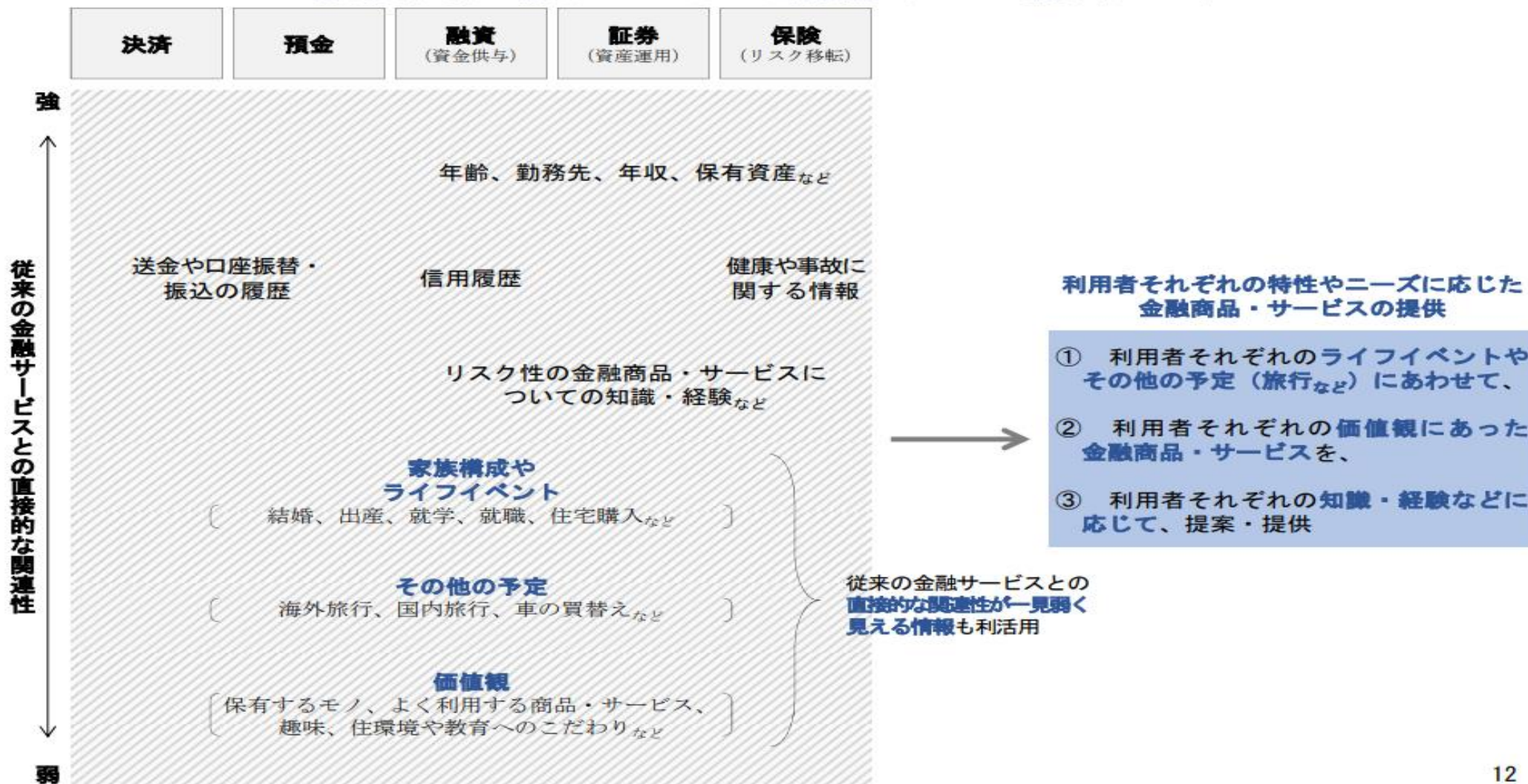
企業それぞれの経営課題等に応じたアドバイスの提供等（イメージ）





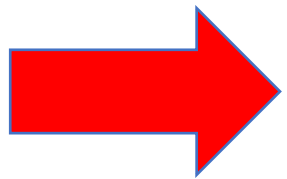
## 参考：より幅広く深度ある情報の利活用による金融サービスの高度化等（2）

利用者それぞれの特性やニーズに応じた金融商品・サービスの提供（イメージ）



# 検討の方向性の提言：三つの基本原則

- ①同一機能・リスクには同一ルール適用
- ②金融に関する基本的概念・ルールの横断化
- ③環境変化対応すべく規制の横断的に見直し  
(⇒非常に広範なものとなる)



①②の基本的な考え方を整理  
(限定)

# 2018年6月18日第9回会合 中間整理（案）の内容

第1章 機能別・横断的な金融規制体系の検討の必要性

第2章 金融の「機能」の分類

第3章 金融の各「機能」において達成されるべき利益及び  
「規制」の態様

第4章 業務範囲規制やセーフティネット等の主体別規制の考え方  
と機能別・横断的な規制体系

第5章 商品・サービスの提供プロセス等に着目したルール整備の  
あり方

第6章 今後の課題

# 2018年6月金融制度SG中間整理（案） 機能別・横断的な金融規制体系に向けて

## 情報を軸とした金融サービスと非金融サービスの一体化

- 金融サービスを通じて獲得された情報は、それ自体が価値を持つものとして非金融サービスにおいても活用。
- 新しいプレイヤーによる革新的なサービスは、利用者利便を飛躍的に向上させ、我が国経済の生産性を高める可能性。これらのプレイヤーによるイノベーションの進展が進みやすい環境を整備していく必要がある。
- 同時に、既存の金融機関も、新しいプレイヤーとの競争・連携を通じて、デジタイゼーションに対応した顧客起点のビジネスモデルへの変革による利用者利便の向上が求められている。

- 銀行を介した企業間の国内送金：  
受発注や請求といった**商流情報**を  
付帯するXML電文へ



- 電子マネー・ポイント等：  
「決済」手段に様々な**情報**（誰が何を  
いつどこで買った等）を付帯  
⇒ 非金融サービスの販促等への活用も



「決済」 「資産運用」

**金融**

「資金供与」「リスク移転」

**情報**

**非金融**

- 健康増進：  
保険商品の提供に  
当たって計測された  
**健康データ**を活用  
して健康増進等の  
アドバイスを提供

- 家計簿サービス：  
個人資産管理支援  
⇒ 「決済」との接続も



- 会計ソフト：利用企業の経理支援  
⇒ **リアルタイム**で得られる**財務情報**  
の「資金供与」や「決済」への活用も

- ワンストップサービスを提供するプラットフォーム：  
複数の金融サービスとSNS・ECモール・エンターテイメント等  
の様々な非金融サービスを組み合わせる例も



# 2018年9月に検討再開

- ①情報の適切な利活用
- ②決済の横断法制
- ③プラットフォームへの対応
- ④銀行・銀行グループに対する規制の見直し、

# 第4回会合

## ○情報の利活用ルールについて

金融法制を超えた、かなり積極的な意見

## ○業務範囲規制について

◎経済分野のメンバー：直截にそうした規制はそもそも廃止すべきだ（根本的主張）

●法律分野のメンバー：既往の規制にはそれなりの根拠あり。機縁に遡って考える必要があり、現状が変わる中で、それをどう見直していくべきではないか（指摘）

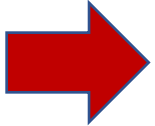
# 第5回会合

○第4回会合の議論を踏まえて、再度議論が交わされる。

○その中で、銀行業務の範囲規制を情報の利活用ルールより先行させて見直してもよいのではないか、という多くの意見

# 銀行法の従来の取扱い、（解釈）

○これまで、銀行等の本体は、それぞれ自身の業務に活用するため、情報の取得、保管・分析を実施

 第三者の業務に活用するために情報の取得、保管・分析を行うことについては、

- ①業務の高度化・金融機能の強化になるものや、
- ②利用者利便の向上に資するものであったとしても、業務範囲規制の趣旨から行えない



# 第6回会合

○情報の利活用ルールのあるり方  
先送り

○銀行業務の範囲規制のあるり方につ  
いて

銀行本体について情報の活用を認  
める。

ただし、一定の制限を置く

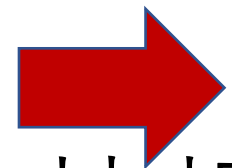
# 理由

○銀行については既に、2016年銀行法等の改正により銀行業高度化等会社を子会社・兄弟会社とすることが可能

○利用者情報の提供を受け保管・分析し、自らの業務に活用する。必要に応じ利用者の同意を得た上で第三者に提供する行為が今日の経済社会において広く一般的

# 制限

○銀行子会社である銀行業高度化等会社  
が営むことができない情報の利活用に関する  
業務全てを銀行本体に直ちに認めるこ  
とはリスクが異なるので適当ではない。



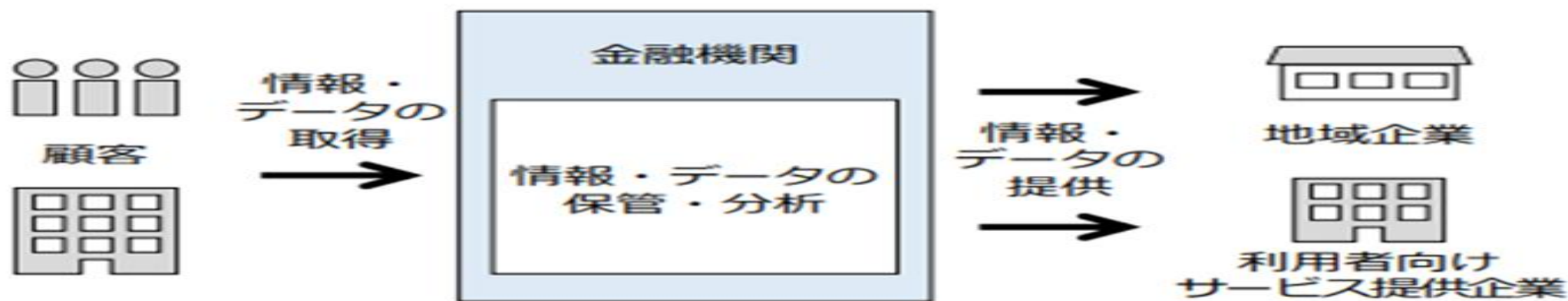
そこで銀行本体では当面、保有する  
情報を第三者に提供する業務であって銀  
行業に何らかの形で関連するものに限定

## 保有する情報を第三者に提供する業務を 金融機関の業務に追加

- 現状、金融機関が保有する情報・データは、基本的に金融機関自身の業務のみに活用



- 金融機関が地域企業の経営改善に貢献したり、利用者のニーズに応えたりできるように、その業務に、顧客に関する情報を同意を得て第三者に提供する業務等を追加



※ 金融機関は、引き続き個人情報保護法令を遵守する必要

# 2019年銀行法の改正 銀行本体の付随業務として「保有情報の第 三者提供業務」が追加

保有情報の第三者提供業務  
(当該付随業務の要件)

①銀行業の高度化

または

②利用者利便の向上に資するもの

# 要件を付す理由

○銀行の業務範囲規制及び他業禁止の趣旨の存在

①他業リスクの排除

②利益相反取引の防止

③優越的地位の濫用の防止

# 要件の例

## ①銀行業の高度化

銀行業の効率性・収益性の改善策  
や、銀行業に係るリスク管理の精  
緻化を及ぼすもの

## ②利用者の利便の向上

利用者の経済活動の質が向上する  
ことを、それぞれ示すもの

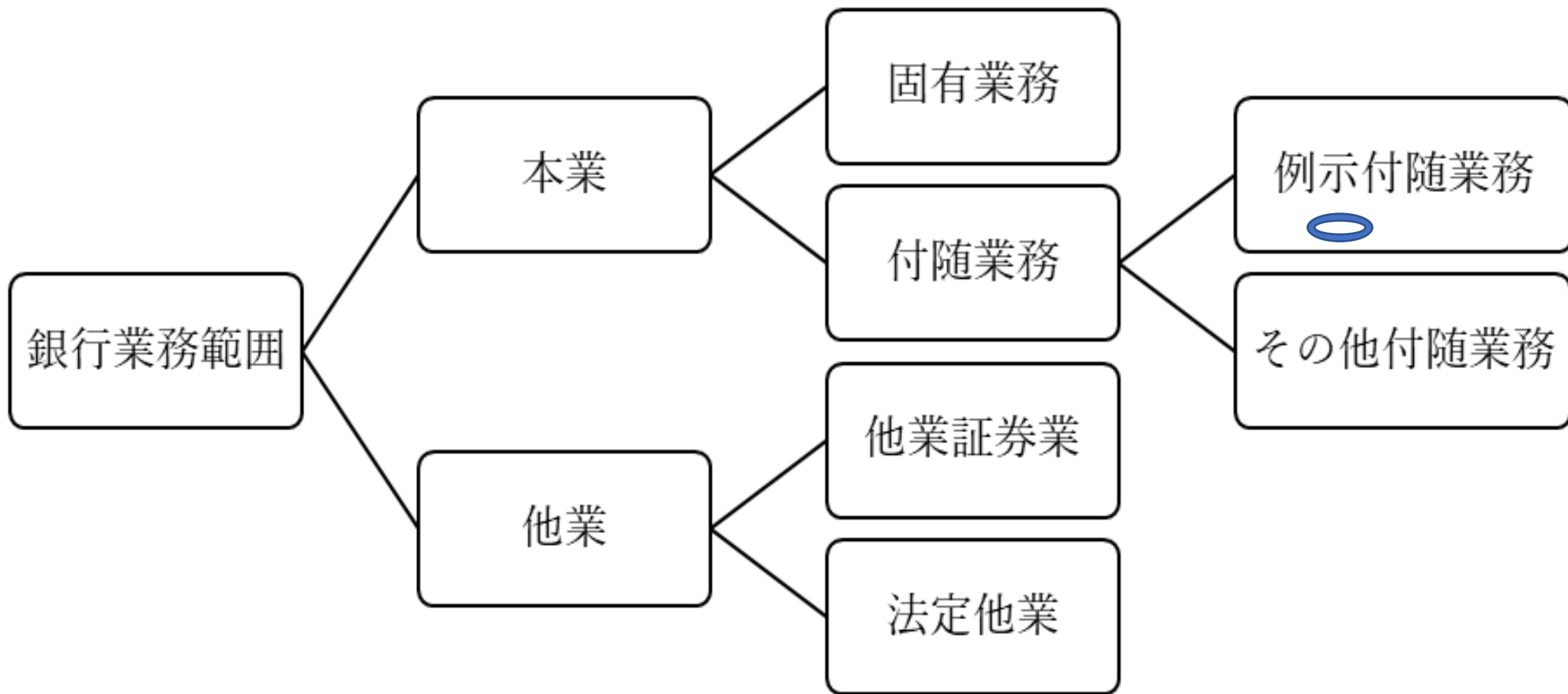
# 改正銀行法第10条 2項20号

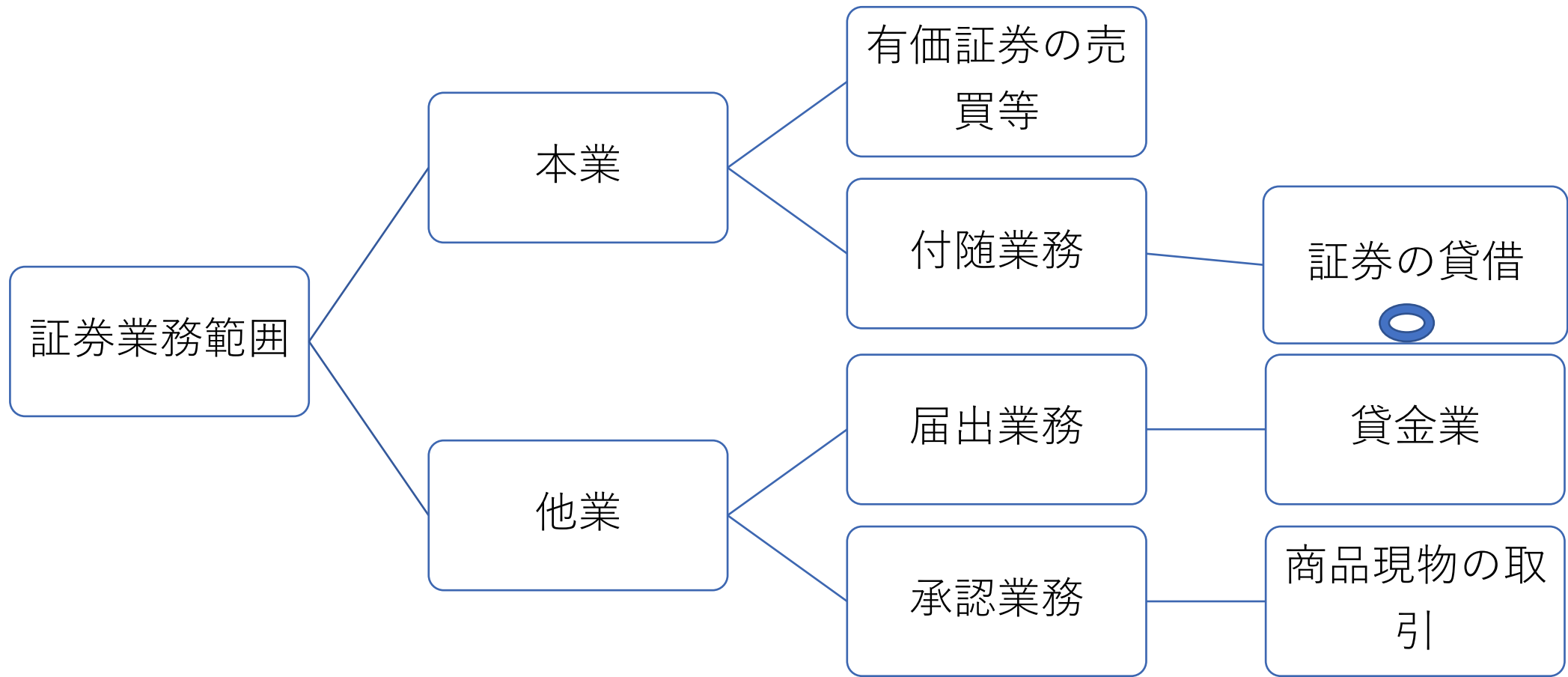
「顧客から取得した当該顧客に関する情報を当該顧客の同意を得て第三者に提供する業務その他当該銀行の保有する情報を第三者に提供する業務であつて、当該銀行の営む銀行業の高度化又は当該銀行の利用者の利便の向上に資するもの」



# 金商法第35条1項16号

「顧客から取得した当該顧客に関する情報を当該顧客の同意を得て第三者に提供することその他当該金融商品取引業者の保有する情報を第三者に提供することであつて、当該金融商品取引業者の行う金融商品取引業の高度化又は当該金融商品取引業者の利用者の利便の向上に資するもの（第八号に掲げる行為に該当するものを除く。）」





## 業務範囲に関する制限

- 金融業のうち銀行や保険会社などについては、規制上、業務範囲に関して厳格な制限が課されている。
- これらの業態は、**他の業態（一般事業会社や金融業のうち業務範囲に関する制限が少ない業態）と比較して、情報の利活用を通じた利用者利便の向上やイノベーションの促進が進みにくい**のではないかと指摘がある。

### 銀行や保険会社などの業務範囲に関する制限

	銀行	保険会社	証券会社 [第一種金融商品取引業者]
いわゆる 固有業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預金の受入れ</li> <li>・ 資金の貸付け</li> <li>・ 為替取引</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p> <p style="text-align: center;">[銀行法第10条（第1項）]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険の引受け</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p> <p style="text-align: center;">[保険業法第97条]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有価証券の売買</li> <li>・ 有価証券の売買の媒介・取次ぎ</li> <li>・ 株式・国債等の引受け</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p> <p style="text-align: center;">[金融商品取引法第28条]</p>
いわゆる 付随業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 債務の保証</li> <li>・ 国債等の引受け</li> <li>・ 両替</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p> <p style="text-align: center;">[銀行法第10条（第2項）]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 債務の保証</li> <li>・ 国債等の引受け</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p> <p style="text-align: center;">[保険業法第98条]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有価証券の貸借・その媒介</li> <li>・ 信用取引に付随する資金の貸付け</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p> <p style="text-align: center;">[金融商品取引法第35条（第1項）]</p>
その他の業務	<p><b>[他業証券業等]</b>（固有業務遂行を妨げない限度）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 投資信託の販売</li> <li>・ 投資助言業務</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p> <p style="text-align: center;">[銀行法第11条]</p> <p><b>[他業の禁止]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記以外の業務は、<b>他の法律により営むもの（例えば以下）を除き営むことができない</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 信託業務</li> <li>- 確定拠出年金運営管理業</li> </ul> </li> </ul> <p style="text-align: center;">[銀行法第12条]</p>	<p><b>[他業証券業等]</b>（固有業務遂行を妨げない限度）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 投資信託の販売</li> <li>・ 投資助言業務</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p> <p style="text-align: center;">[保険業法第99条]</p> <p><b>[他業の禁止]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記以外の業務は、<b>他の法律により営むもの（例えば以下）を除き営むことができない</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 自動車損害賠償保障事業関連業務</li> <li>- 確定拠出年金運営管理業</li> </ul> </li> </ul> <p style="text-align: center;">[保険業法第100条]</p>	<p><b>[届出業務]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資金の貸付け（貸金業）</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p> <p style="text-align: center;">[金融商品取引法第35条（第2項）]</p> <p><b>[他業の承認]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記のほか、<b>内閣総理大臣の承認を受けた業務（例えば以下【実例】）を営むことができる</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 商品現物の取引・その媒介</li> <li>- 確定拠出年金運営管理業</li> </ul> </li> </ul> <p style="text-align: center;">[金融商品取引法第35条（第4項）] 9</p>

# 情報銀行制度（導入経緯）

○官民データ活用推進基本法（個人の関与の下での多様な主体による官民データの適正な活用を定める第12条）

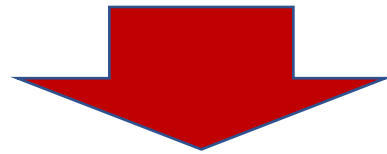
○2016年12月公布・施行

# 法第12条

○国は、個人に関する官民データの円滑な流通を促進するため、事業者の競争上の地位その他正当な利益の保護に配慮しつつ、

多様な主体が個人に関する官民データを当該個人の関与の下で適正に活用することをこの法が定めるための基盤の整備その他必要な措置を講ずる

データ流通環境整備検討会  
(内閣官房IT総合戦略室) 2017年2月  
「AI、IoT時代におけるデータ活用WG 中間とりまとめ」



情報銀行の具体的提案

## 中間とりまとめの内容

○「パーソナルデータを含めた多種多様かつ大量のデータの円滑な流通を実現するためには、

個人の関与の下でデータ流通・活用を進める仕組み（PDS、**情報銀行**、データ取引市場）が有効」

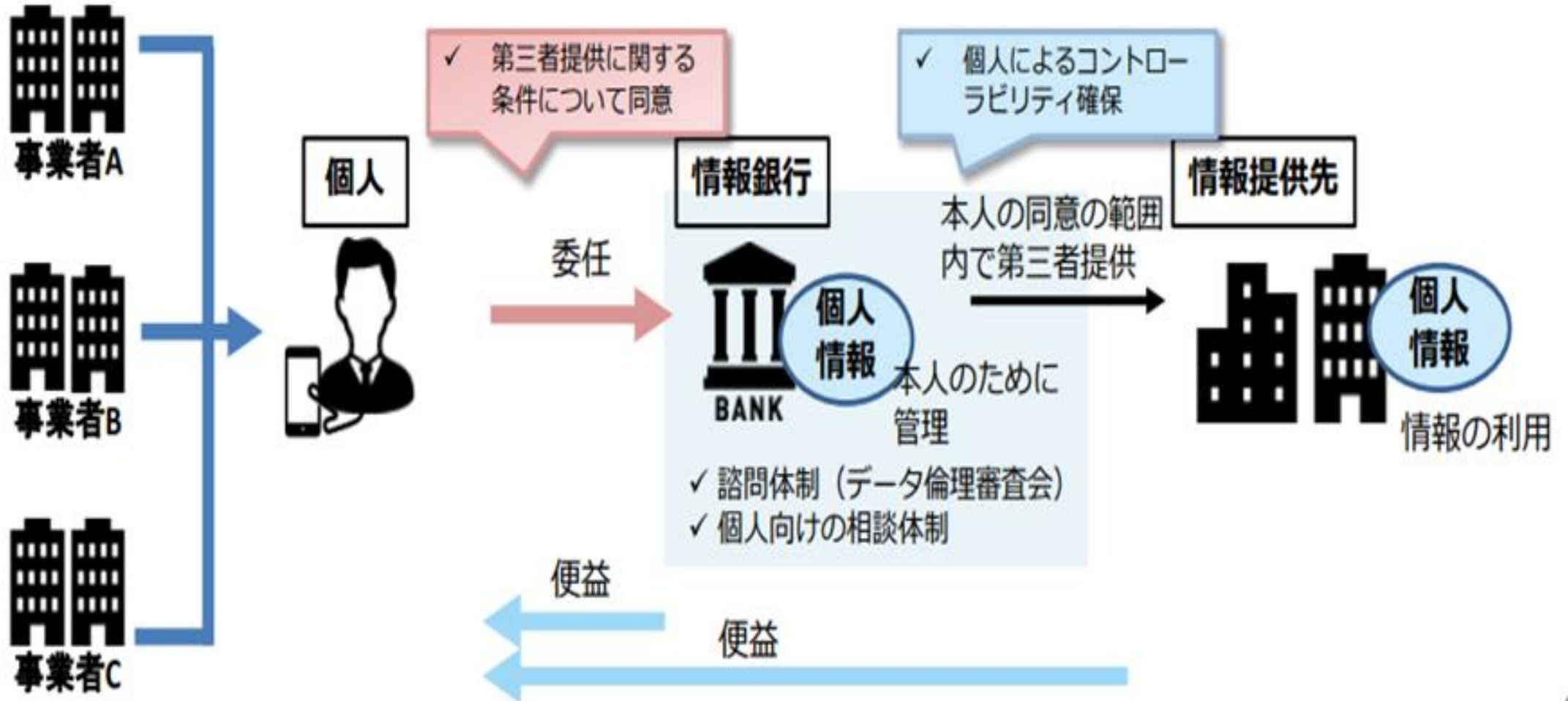


# 情報通信審議会が2017年7月公表

○IoT/ビッグデータ時代に向けた新たな情報通信政策の在り方」第四次中間答申

データ取引市場及び情報信託機能を担う仕組みである**情報銀行**について、一定の要件を満たした者を社会的に認知するため、「**民間の団体等によるルールの下、任意の認定制度が実施される**ことが望ましい」

# 情報銀行の仕組み



# 情報銀行の意義

○認定指針では、情報銀行とは、「個人からの委任を受けて、当該個人に関する個人情報を含むデータを管理するとともに、当該データを第三者（データを利活用する事業者）に提供する」ものと定義

○情報銀行の意義としては、情報の第三者提供に同意した個人は、**情報提供の見返りとして情報銀行または情報提供先から便益を受け取ることも想定される**ところ

# 情報信託機能の認定に係る指針

- 「情報信託機能の認定に係る指針 ver1.0（認定指針）」をとりまとめ、2018年6月に最終版を公表  
（2019年10月 ver2.0として改定）

# 情報銀行に係る改定認定指針の位置付

- 指針で定められたもの（認定団体関係）
  - ①認定基準
  - ②モデル約款の記載事項
  - ③認定スキーム
- 認定団体からの認定取得は、任意
- 認定制度の構築・運用は、各認定団体において決定

# 認定対象（情報銀行）

- 事業者単位・事業単位いずれ可能
- 複数の法人等が共同して行う情報銀行事業を事業単位で認定する場合には、
  - ①責任分担を明確にするとともに
  - ②個人に対して
  - ③各者連帯責任を負う

# 指針の対象とする個人情報の範囲

- 情報銀行が個人から委任を受けて管理及び第三者提供を行う個人情報
- 対象外：要配慮個人情報

## 留意事項

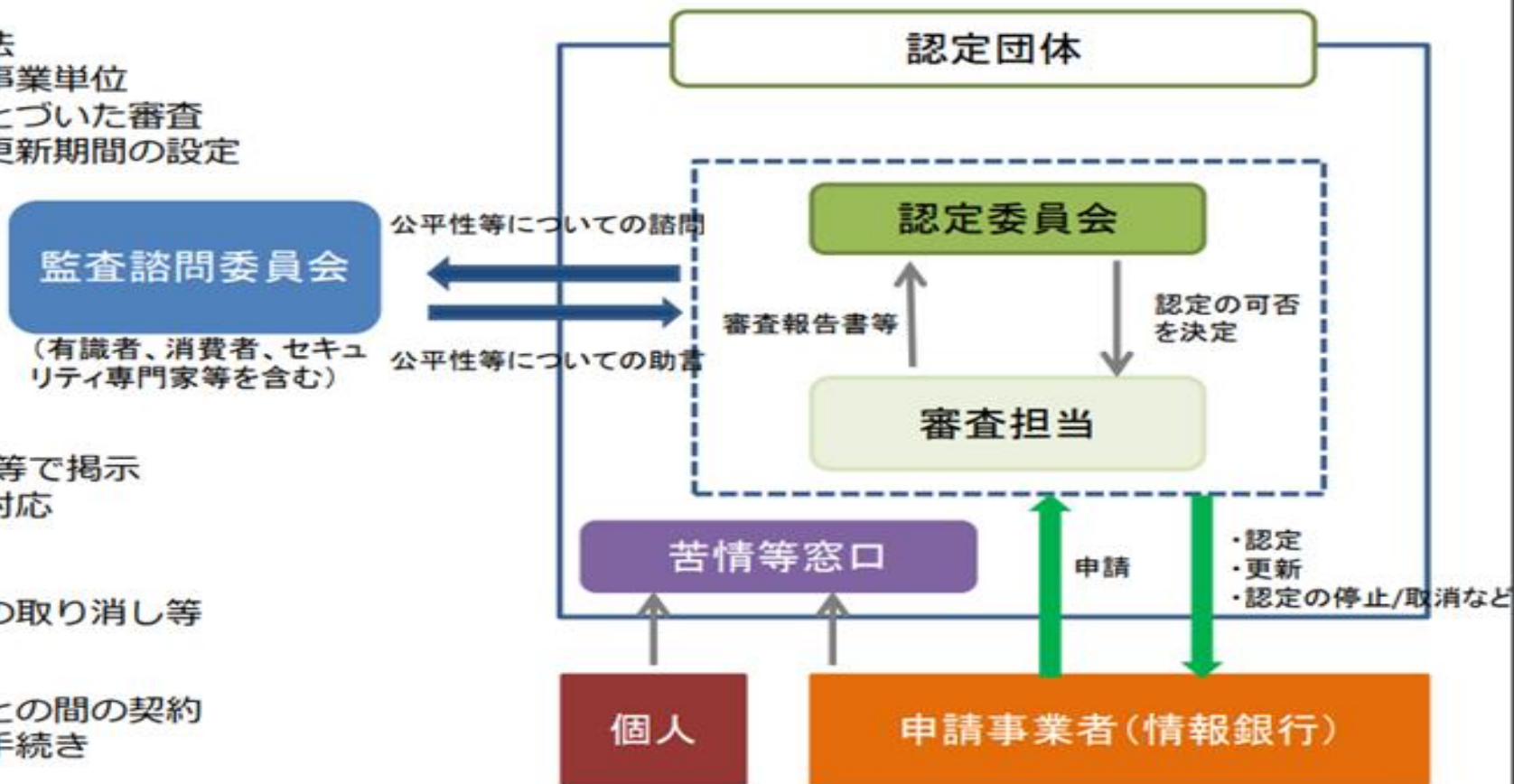
- 情報銀行の認定機関は、国ではなく民間団体等
- 認定を受けることが情報銀行事業を営むために必須ではなく、選択が可能
- 情報銀行は、免許業種の銀行ではなく、銀行法上の免許取得も不要
- 銀行名称の制限：俗称は別として実際に情報銀行を対外名称とはできない



# 認定団体の運用スキーム

- 1) 認定団体の適格性
  - ・ 独立性、中立性、公平性の担保
- 2) 認定する際の審査の手法
  - ・ 認定は、事業者単位/事業単位
  - ・ 申請フォーマットにもとづいた審査
  - ・ 認定料、更新手続き、更新期間の設定

## 6) 認定団体の運用体制



- 3) 認定証
  - ・ 認定証の交付
  - ・ 認定事業者リストをHP等で掲示
  - ・ 認定証の無断使用への対応
- 4) 認定内容違反への対応
  - ・ 一時停止、停止、認定の取り消し等
  - ・ 監査諮問委員会に諮問
- 5) 認定団体と認定事業者との間の契約
  - ・ 認定基準の遵守、更新手続き
  - ・ 認定基準違反時の対応
  - ・ 検査、報告徴収

# 情報銀行の認定を行っている民間組織

IT関連団体の連合体：一般社団法人日本IT団体連盟（Itrenmei）

団体名 一般社団法人 日本IT団体連盟

英語名 Information Technology Federation of Japan

会長 川邊 健太郎（Yahoo!基金 理事長）

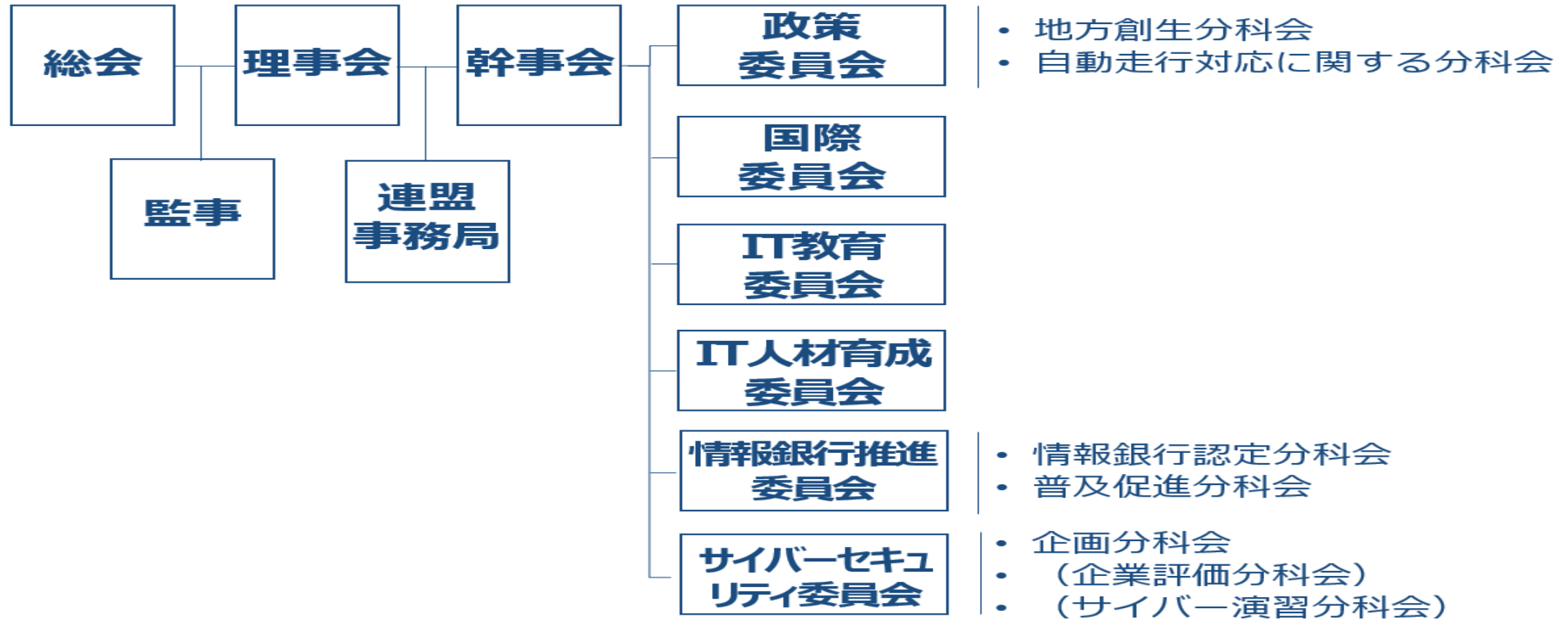
連盟事務局 東京都千代田区紀尾井町1-3

東京ガーデンテラス紀尾井町紀尾井タワーヤフー株式会社内

設立 平成28年（2016年）7月22日

2018年12月21日より、日本IT団体連盟にて「情報銀行」認定に関する申請受付を開始

# 運営組織



# 認定実績

- No.1 2019年6月21日、（三井住友信託銀行株式会社）の「『データ信託』サービス」（仮称）、フェリカポケットマーケティング株式会社（東京都港区）の「地域振興プラットフォーム」（仮称）
- No.2 2019年12月24日、株式会社J.Score（東京都港区）の「情報提供サービス」（仮称）

- No.3 2020年2月4日、中部電力株式会社（愛知県名古屋市）の「地域型情報銀行サービス（仮称）」
- No.4 2020年2月26日、株式会社DataSign（東京都港区）の「paspit」（通常）サービス実施

# 銀行法等改正と情報銀行の関係

○銀行による情報提供業務は、認定指針の定義する情報銀行の業務と基本的に重畳

= 金融機関情報提供業務は、情報銀行に相当

○しかし、銀行の情報提供業務には、情報提供者の同意に加えて、高度化または利用者利便の要件が付加されている（同一ではない）。

○付加要件の充足性については、結局個別のケース毎に、判断

# 銀行が情報銀行を営む際の確認点

なお、銀行が情報銀行を営む際には、個人情報  
報の取得や第三者提供を伴うことから、

①個人情報保護法

とともに

②「金融分野における個人情報保護に関する  
ガイドライン」

の遵守が必要（ガイドライン11条1項など）。

# 銀行・情報提供業務と情報銀行の関係

